る法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

（表　略）

２・３　（略）

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第四十六条の二　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

［建築主等に関する事項］

【１．建築主】　（略）
【２．代理者】 【イ．氏名】 【ロ．勤務先】 【ハ．郵便番号】 【ニ．住所】 【ホ．電話番号】
【３．設計者】～【５．備考】　（略）

（注意）

１．この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

２．～４．　（略）

５．【３．設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物の低炭素建築物新築等計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

（削る）

６．　（略）

る法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

（表　略）

２・３　（略）

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第四十六条の二　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

［建築主等に関する事項］

【１．建築主】　（略）
【２．代理者】 【イ．資格】　（　）建築士　（　）登録第　号 【ロ．氏名】 【ハ．建築士事務所名】（　）建築士事務所（　）知事登録第　号 【ニ．郵便番号】 【ホ．所在地】 【ヘ．電話番号】
【３．設計者】～【５．備考】　（略）

（注意）

１．この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

２．～４．　（略）

５．【２．代理者】及び【３．設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。

６．【３．設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。

７．　（略）